

林業経営改善計画認定による特例措置一覧

令和7(2025)年4月1日時点

事業内容	資金の名称		貸付(融資)条件				
	項 目		資金使途	項 目	経営改善計画 認定者	経営改善計画 未認定者	
生産方式を合理化したい	日本政策金融公庫	林業経営育成資金 (生産方式合理化)	①林業機械リース料一括前払い費用	金利	※貸付利率は日本政策金融公庫HPで確認		
			②研修費用	貸付限度額	資金使途①～③に必要な額で、借入者の負担する額の80%に相当する額	借受資格なし	
			③経営コンサルタント費用				
		償還期限(据置期間)	10年以内(2年以内)				
森林を取得したい		林業経営育成資金 (森林取得資金)	①林地取得	金利	※貸付利率は日本政策金融公庫HPで確認		
			②分収林取得	貸付限度額	・個人 7,000万円 ・法人・森組等 10億円	・個人 1,200万円 ・法人・森組等 2億5,000万円	
				償還期限(据置期間)	35年以内(25年以内)	25年以内(25年以内)	
造林・作業道の整備をしたい		林業基盤強化資金 (造林)	①人工植栽	金利	※貸付利率は日本政策金融公庫HPで確認		
			②天然林改良	貸付限度額	借入者の負担する額の80%に相当する額。ただし、計画森林は90%		
			③森林の保育、保護、保全等の育林				
			④造林用附帯施設(造林用簡易宿泊施設、作業道、防火線、造林用機械等)の設置又は改良	償還期限(据置期間) 【補助事業】	40年以内(25年以内) ※長伐又は森林経営計画に基づくもの 50年以内(35年以内)	計画森林・その他: 30年以内(20年以内)	
				【非補助事業】	45年以内(25年以内) ※長伐又は森林経営計画に基づくもの 55年以内(35年以内)	計画森林:35年以内(20年以内) その他:30年以内(20年以内)	
			森林整備活性化資金	林業基盤強化資金(造林又は利用間伐等推進)と同様 ただし、日本政策金融公庫が定める要件(1)～(4)全て満たす事業に限る ※要件は別途お問い合わせください。	金利	無利子	
					融資限度額	必要な金額の2／7 (合理化計画など特別な計画の場合は、1／2又は3／5)	借受資格なし
					償還期限(据置期間)	30年以内(20年以内)	
	林道の整備をしたい		林業基盤整備資金 (林道)	自動車道・軽車道及びこれらの附帯施設又は林業集落排水施設及び用水施設の造成・取得・改良・復旧	金利	※貸付利率は日本政策金融公庫HPで確認	
貸付限度額		借入者の負担する額の80%に相当する額。ただし、林業集落排水施設については借入者の負担する額					
償還期限(据置期間)		25年以内(7年以内)			20年以内(3年以内)		
森林レク施設・特用林産物生産施設等の整備をしたい	農林漁業施設資金	素材生産、造林、林産物処理加工、森林レクリエーション施設等を林業者が設置する場合の造成、取得、改良又は復旧費用。	金利	※貸付利率は日本政策金融公庫HPで確認			
			貸付限度額 (融資率)	借入者の負担する額の80%に相当する額又は区分毎に定められている貸付限度額のいずれか低い額 ※区分毎の貸付限度額は別途お問い合わせください。			
			償還期限(据置期間)	15年以内(3年以内)			
経営を再建、維持安定させたい	農林漁業 セーフティネット資金	経営安定計画に基づいて林業経営の安定を図るのに必要な資金 ①災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 ②法令に基づく処分又は行政指導により経済的な損失を受けた経営の維持安定に必要な資金 ③社会的又は経済的環境の変化等経営者の責めに帰すことができない事由により経営状況が悪化した場合における経営の維持安定に必要な資金 ※要件は別途お問い合わせください	金利	※貸付利率は日本政策金融公庫HPで確認			
			貸付限度額 (融資率)	600万円 ※簿記記帳を行っている者に限り、経済規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合、年間経営費の6/12に相当する額又は粗収益の6/12に相当する額のいずれか低い額	借受資格なし		
			償還期限(据置期間)	15年以内(3年以内)			
林業・木材産業の経営合理化をしたい	栃木県	林業木材産業 高度化推進資金	素材生産、造林や原木、製品取引、素材引取・加工等に必要な運転資金	金利	年利1.70～2.40%(農林漁業信用基金の債務保証を受ける場合は、1.30～2.00%)		
				償還期限(据置期間)	短期1年以内長期5年以内(1年以内)		
林業・木材産業等の経営改善をしたい		林業・木材産業改善資金	林業・木材産業経営の改善	金利	無利子		
				貸付限度額	・個人 1,000万円 ・会社 3,000万円 ・会社以外の団体 5,000万円		
				償還期限(据置期間)	12年以内(3年以内)	10年以内(3年以内)	